

# お知らせ版



2017 9 / 15  
No. 292

棚倉町役場  
地域創生課 ☎33-2112

## ミュージアム 町まるごと博物館 お宝文化財展・雅楽演奏と寄席



たなぐらのお宝文化財展において、大学生による雅楽演奏・寄席が催されます。この機会に日本の伝統的な芸能を身近に感じてみませんか？

### 大正大学雅楽倶楽部による雅楽演奏

日時 9月30日(土)  
午後1時30分～午後2時30分

会場 馬場都々古別神社

その他 入場は無料です。  
駐車場は役場駐車場をご利用下さい。

### 東北大学学友会落語研究部による寄席

日時 9月30日(土)  
午後3時～午後4時

会場 蓮生寺

演目 「品川心中」 叶思家 慧(かなしやほうき)  
「青菜」 菩華亭 乙惚け(ぼけていおとぼけ)  
「天狗裁き」 我捨臥舎 ぼん(がしゃがしゃぼん)

その他 入場は無料です。



■お問い合わせ  
生涯学習課 生涯学習係 ☎33-0111

## 漏水の早期発見・早期修理を！

漏水等による水道料金、水道管やメーター器の修理費用は、使用者の個人負担となります。

水の無駄遣いを防止するため、日頃から点検を心掛け、月に1度は水道メーターを確認しましょう。

### 漏水の確認方法

水道の蛇口を全部閉め、メーター器の銀色のパイロット(写真矢印部分)が回ってれば、漏水の疑いがあります。



### 漏水を修理するには？

漏水を発見したときは、速やかに町指定の給水装置工事事業者(水道工事店)に修理をご依頼ください。

### こんな時は、上下水道課へご連絡を！

雨も降っていないのにいつも水たまりがあるなど、気になる箇所があればすみやかに上下水道課へご連絡ください。(給水管・給水施設の修繕は個人負担となります。)

■お問い合わせ 上下水道課 上水道係 ☎33-2119

## 「身につけよう 命のお守り 反射材」

9月21日～30日は  
秋の全国交通安全運動期間です

普段から気をつけていても、危険な場面について遭遇するかわかりません。この機会にもう一度交通安全について考え、正しい交通マナーを実践しましょう！

### 実践しましょう

- ・夕暮れ時や夜間に歩行するとき、自転車に乗るときには反射材をつけていますか？車の運転手に歩行者・自転車の存在を知らせましょう。
- ・すべての座席でシートベルトを着用しましょう。また、チャイルドシートは正しく使用できていますか？
- ・飲酒運転は絶対にいけません！

■お問い合わせ 住民課 消防環境係 ☎33-2116

## 10月の心配ごと相談

	民生委員	弁護士(要予約)
開催日	10日(火)	19日(木)
時間	午前9時～正午	午前10時30分～午後3時
場所	保健福祉センター 相談室	
お問い合わせ	町社会福祉協議会 ☎33-2623	

## みんなで食べよう！共食交流会のお知らせ

地域の方々と一緒に食事を楽しんでみませんか。  
一人暮らしなどで、孤食(ひとりで食事をする)傾向にある方の参加をお待ちしています。

	実施日	内容
1回目	10月30日(月)	調理実習 (季節の食材を使った料理) 昼食の会食交流
2回目	11月27日(月)	
3回目	2月26日(月)	
4回目	3月12日(月)	

**場 所** 保健福祉センター 調理実習室  
**時 間** 午前10時～午後1時  
**参加費** 各回 250円  
**定 員** 各回 15名  
**持ち物** エプロン、三角巾等  
**申込み** 10月20日(金)まで※1回だけの参加も可能  
**主 催** 棚倉町食生活改善推進委員会



### ■お問い合わせ・お申し込み

健康福祉課 高齢者係 (保健福祉センター内)  
☎33-7801

## 法務局の「筆界特定制度」をご存じですか？

土地の境界をめぐるトラブルは、裁判で解決するしかないと思っていませんか？法務局が行っている「筆界特定制度」を活用すれば、裁判をしなくても境界トラブルを早期に解決することができます。

### 筆界特定制度とは？

土地が登記されたときの境界(筆界)について、現地における位置を法務局が調査し、明らかにする制度です。特定された筆界は法務局に備え付けられ、筆界の位置を示す証拠として活用することができ、境界をめぐるトラブルの防止や解決に役立ちます。

筆界特定制度の詳細は、法務省のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

福島地方法務局 不動産登記部門 ☎024-534-2048

## 地域の課題解決や地域活性化のための地域創生事業に補助金を交付します

地域活性化や地域の課題の解決を目的として、住民が主体となって企画・実践するための事業(イベント、講演会等)に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

**対象者** 事業を主催する団体  
**補助金額** 補助対象経費の5分の4以内の額  
(1事業30万円を限度)

### 補助対象とならない事業

- ・特定の個人や団体等の営利を目的とした事業
- ・町から他の補助金を受けている事業
- ・対象経費が10万円に満たない事業

### その他

- ・事業開始前に申請してください。
- ・予算枠、諸条件がありますので、必ず申請前に地域創生課までお問い合わせください。
- ・申請書類は町のホームページよりダウンロードできます。



### ■お問い合わせ

地域創生課 企画調整係 ☎33-2112

## 「全国一斉！法務局休日相談所」開設のお知らせ

法務局では、地域住民の方々から日常生活での様々な心配ごと、困りごとの相談をお受けし、行政サービスの一層の向上を図ることを目的として「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。相談は予約制となります。秘密厳守・相談無料です。

**日 時** 10月1日(日) 午前10時～午後4時

	会場	予約先
福 島	福島地方法務局	福島地方法務局 ☎024-534-1983
郡 山	郡山ビッグアイ7階 市民交流プラザ	福島地方法務局郡山支局 ☎024-962-4500
いわき	福島地方法務局 いわき支局	福島地方法務局いわき支局 ☎0246-23-1651

**内 容** 不動産・商業登記の手続、遺産相続、地代・家賃等の供託、戸籍・国籍の問題、夫婦・家庭内の問題、成年後見、公証に関すること、お年寄り・子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシャル・ハラスメント、障がい者の差別問題、風評被害による人権問題など

**担当者** 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

### ■お問い合わせ

福島地方法務局 総務課 ☎024-534-1983